

軽自動車税

軽自動車税とは

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等を所有している人に対して課税される税です。

軽自動車税を納める人（納税義務者）

毎年4月1日現在（賦課期日）に、うきは市に主たる定置場を有している人です。

なお、割賦販売等で売主が軽自動車等の所有権を留保している場合は、買主が所有者と見なされます。

軽自動車税の税率

(1) 平成28年度より適用される軽自動車税額表

原動機付自転車	27年度	28年度以降
50cc以下	1,000円	2,000円
50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車		
農耕作業用	1,600円	2,400円
その他	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車		
250cc超	4,000円	6,000円
軽自動車		
二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円

軽自動車			28年度以降	
			平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両
三輪			3,100円	3,900円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

(2) 経年車の税額（重課）

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して重課分が加算されます。平成30年度からは次の年税額になります。

なお、平成30年度は初度検査年月が平成16年4月から平成17年3月の車両に重課税額が適用されます。

車種区分			平成30年度以降	
軽自動車	三輪	最初の新規検査から13年を経過した車両	4,600円	
	四輪以上	最初の新規検査から13年を経過した車両	乗用	自家用 12,900円
				営業用 8,200円
			貨物	自家用 6,000円
			営業用 4,500円	

ただし、次の車両は対象から除外されます。

- 電気軽自動車 ○天然ガス軽自動車 ○メタノール軽自動車
- 混合メタノール軽自動車
- ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

(3) グリーン化特例（平成30年度のみ軽課）

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた車両で、一定の環境性能を有するものについては平成30年度分の軽自動車税が軽減されます。

対象車および軽減される割合

対象車	軽減の割合
電気自動車および天然ガス自動車	おおむね75%軽減
平成32年度燃費基準+30%達成乗用車 平成27年度燃費基準+35%達成貨物車	おおむね50%軽減
平成32年度燃費基準+10%達成乗用車 平成27年度燃費基準+15%達成貨物車	おおむね25%軽減

軽減後の税額

車種	標準税額	軽課税額			
		25%軽減	50%軽減	75%軽減	
三輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
四輪以上	乗用自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
	乗用営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
	貨物営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円

手続き

原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの手続き場所、必要書類等

申告事由		手続きに必要なもの
登録	新規登録	販売証明書
	市外から転入（廃車済）	前市区町村の廃車証明書
	市外から転入	前市区町村のナンバープレート、標識交付証明書
名義変更	市内の人から譲ってもらったとき（廃車済）	譲渡証明書、廃車証明書
	市内の人から譲ってもらったとき（ナンバー付き）	ナンバープレート、譲渡証明書、標識交付証明書
	市外の人から譲ってもらったとき	譲渡証明書及び次のいずれか ① 廃車証明書 ② 前市区町村のナンバープレート、標識交付証明書
廃車	使わなくなったとき	ナンバープレート
	盗難にあったとき	届出警察署名、盗難届受理番号、盗難届出日

※上記書類の他に印鑑が必要

車種別申告場所

車種	申告場所
軽自動車	(社) 全国軽自動車協会連合会久留米分室 久留米市上津町中尾山 2199-46 ☎ 0942-21-8893
軽二輪 (125cc 超～250cc バイク)	
二輪の小型自動車 (250cc 超えるバイク)	九州運輸局福岡運輸支局久留米自動車検査登録事務所 久留米市上津町 2203-290 ☎ 050-5540-2081

※ 詳しくはそれぞれの手続き先へお尋ねください。

納税の方法

1. 軽自動車税は市役所から送付した納税通知書（納付書）により5月末日までに納めていただくことになっています。
2. 軽自動車税は、4月1日現在で、バイクなどの軽自動車等を所有している人に課税されます。このため4月2日以降に廃車・名義変更等をされても、その年度分の税金は納めていただかなければなりません。（自動車税のような月割制度はありません。）
3. 納税には口座振替がご利用できます。（コンビニでも収納できます。）
※ 口座振替ご利用で6月上旬に車検を受けられる予定の人は、納税証明書発送が6月中旬になりますので、引落しが記帳された通帳を持参の上、税務課窓口で直接納税証明書の発行を依頼してください。